

公売公告兼見積価額の公告

令和3年6月11日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたので、同法第95条の規定により下記のとおり公告します。また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したので、同法第99条の規定により下記のとおり公告します。

記

| | | | |
|------------------|---|------|-------------------|
| 公売財産、公売保証金及び見積価額 | 別紙「物件明細書」のとおり | | |
| 公売の方法 | 期間入札 | | |
| 公売保証金の納付期限 | 令和3年6月25日午前9時から令和3年7月15日午後2時まで | | |
| 入札期間 | 令和3年7月2日午前9時から令和3年7月15日午後5時まで | | |
| 公売の場所 | さいたま市北部市税事務所納税調査課（郵送による入札） | | |
| 開札日時 | 令和3年7月21日 午前10時 | 開札場所 | 大宮区役所4階第404会議室 |
| 最高価申込者決定日時 | 令和3年7月21日 午前10時30分 | 決定場所 | 大宮区役所4階第404会議室 |
| 売却決定日時 | 令和3年8月11日 午前10時 | 決定場所 | さいたま市南部市税事務所納税調査課 |
| 買受代金の納付の期限 | 令和3年8月11日 午後2時30分 | | |
| | ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除きます。 | | |
| 買受人の一定の資格その他の要件 | 国税徴収法第92条及び第108条に該当しない者 国税徴収法第99条の2に基づく陳述をした者 公売保証金の納付期限内に公売保証金を納付した者 | | |

- その他
- この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者又は同法第108条の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。また、国税徴収法第99条の2に基づく陳述をしなければ、入札等を行うことができません。
 - 公売保証金及び買受代金の納付は、執行機関が指定する金融機関の口座への銀行振込により納付してください。
 - 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければ入札することができません。
 - 所定の入札書により、入札期間内に郵送によって、売却区分ごとに入札してください。なお、一度提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできません。
 - 入札価額を訂正したもの及び複数提出されたものは、無効として取り扱います。
 - 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却金額は、入札価額とします。
 - 最高価申込者となるべき者が2人以上あるときは、それらの者で、期間入札の方法により、次のとおり追加入札を実施します。
 - 入札期間は令和3年7月27日午前9時から令和3年8月3日午後5時まで。入札場所は上記「公売の場所」に同じ。
 - 開札日時は、令和3年8月5日午前10時。開札場所は大宮区役所5階第502会議室。
 - 最高価申込者の決定日時は令和3年8月5日午前10時30分。最高価申込決定場所は大宮区役所5階第502会議室。
 - 売却決定の日時は、令和3年8月26日午前10時。売却決定場所は上記「売却決定場所」に同じ。
 - 買受代金の納付の期限は、令和3年8月26日午後2時30分。
 - 追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、開札場所において開札後直ちにくじにより最高価申込者を決定します。
 - 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度を適用します（国税徴収法第104条の2）。また、次順位による買受の申込については、入札書にて、次順位買受申込みを行っている入札者とし、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が2人以上あるときは、くじにより次順位買受申込者を決定します。（国税徴収法第104条の2第3項）
 - 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき又は買受代金の納付後であっても売却決定を取り消すべき重大な事由があるときは、当該売却決定を取り消すものとします。
 - 売却決定期日までに、警察当局から国税徴収法第108条の2各項の規定に基づく調査の囑託に対する回答がない場合、売却決定日はその結果が明らかになった日となります。（国税徴収法施行規則第1条の8）
 - 公売財産の取得時期は、売却決定日時以降かつ買受代金の納付があったときとします。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときとします。
 - 公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものについては、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第23条の規定に基づき、登録免許税の額に相当する印紙又は国庫金領収書を提出してください。また、買受人が権利移転の手続きを行う必要のあるもの及び関係機関の許可若しくは承認を受ける必要のあるものも完了してください。
 - 上記13については、別途交付する「所有権移転登記請求書」とともに令和3年8月25日（代金納付期限の2週間後）までに提出してください。なお、上記7（追加入札）の場合は、令和3年8月2日（代金納付期限の1週間後）までに提出してください。
 - 上記に掲げるもののほか、この公売は、国税徴収法の規定に基づく制限があります。

《配当を受ける権利の内容の申出について》

この公売財産の換価代金について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容をさいたま市長に申し出なければなりません。

なお、債権現在額申立書の用紙はさいたま市北部市税事務所及び南部市税事務所の各納税調査課に用意しています。

（注）次順位買受申込制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定日時及び買受代金の納付の期間が異なることがあります。

物件明細書

| | | | | |
|------------|---------|-------|------------|---|
| 売却区分 番号 | 3-1-南不5 | 見積価額 | 16,010,000 | 円 |
| | | 公売保証金 | 1,610,000 | 円 |

不動産の表示（不動産登記簿の表示による）

1 (一棟の建物の表示)

所 在 さいたま市中央区上落合二丁目1317番地

建物の名称 ポルテ29

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 上落合二丁目1317番の1507

建物の名称 1507

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床面積 15階部分 52.14平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 さいたま市中央区上落合二丁目1317番

地 目 宅地

地 積 5635.03平方メートル

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 100万分の2361

| | |
|-------|-----------------------------|
| 物件の位置 | JR埼京線「北与野駅」から南方向約140m 徒歩約2分 |
|-------|-----------------------------|

| | |
|--------|--|
| 公法上の規制 | <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域、商業地域 ・建蔽率：指定80%、基準90%（高度利用地区による最高限度70% +防火地域による加算20%） ・容積率：指定400%、基準450%（高度利用地区による最高限度） ・防火地域 ・高度利用地区：北与野駅アルーサ地区（建築物の容積率の最高限度 450%、最低限度200%、建築物の建蔽率の最高限度70%、建築物の 建築面積の最低限度200㎡） ・市街地再開発事業：北与野駅南口地区（完了）・景観誘導区域 ・画地西側の一部が「周知の埋蔵文化財包蔵地No.03-106：神明遺跡」に指定 |
|--------|--|

| | | | |
|--------|---|---|----------------------|
| 土地の状況 | 接道状況 | 北東側幅員約20.0m 舗装国道（建築基準法第42条第1項1号道路）、北西側幅員約20.0m 舗装市道（建築基準法第42条第1項1号道路）、南西側幅員約20.0m 舗装市道（建築基準法第42条第1項1号道路）、南東側幅員約8.0m 舗装市道（建築基準法第42条第1項1号道路）にいずれもほぼ等高接面 | |
| | 地勢 | ほぼ平坦 | |
| | 間口・奥行 | 北東側間口約68.2m、奥行50.3m～95.4m | |
| | 形状 | ほぼ台形 | |
| 建物の状況 | 総戸数 | 164戸 | |
| | 建築年月 | 平成4年2月7日 | |
| | 設計・管理 | ラウム・安井特別共同企業体 | |
| | 施工会社 | 株式会社熊谷組 | |
| | 設備 | 駐車場、駐輪場、エレベーター、消火設備、オートロック設備等 | |
| | 間取り | 2LDK（推定） | |
| | 仕上げ | 屋根 | アルミフッ素樹脂板葺（中央トップライト） |
| | 外壁 | 弾性吹付タイル | |
| | 開口部 | アルミサッシ | |
| | ベランダ | ノンスリップシート貼 | |
| 使用状況等 | 対象物件1 | | |
| | 所有者が居住しています。 | | |
| 供給処理施設 | 上水道 | あり | |
| | 下水道 | あり | |
| | 都市ガス | あり | |
| | ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としています。 | | |
| 管理状況等 | 管理会社 | 野村不動産パートナーズ株式会社さいたま支店（電話048-815-5961） | |
| | 管理費 月額 13,670円 修繕積立金 月額 6,200円 共視聴施設負担金 月額 900円 | | |
| | 未納管理費等 | 1,163,120円（内訳：管理費765,520円、修繕積立金347,200円、共視聴施設負担金50,400円） | |
| | 弁護士費用等 | 428,632円 | |
| | 遅延損害金 | 388,682円 | |
| | （令和3年5月5日現在） 管理会社より未納管理費等、弁護士費用等、遅延損害金は買受人に承継される旨を聴取しています。 | | |
| 特記事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・専有部分の開口部：東（やや北東より）と北（やや北西より）の2方向 ※ 内部の確認はできていません。そのため仕上げ等が異なる場合がありますが、現況を優先します。 ・JR埼京線及び東北・上越新幹線の線路に近く、電車の通過時には騒音等がみられる可能性があります。 | | |
| その他事項 | 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。 | | |
| 留意事項 | 公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分御理解の上、公売へ参加してください。 | | |
| | 1 公売財産の面積等は公簿上によるものであるため、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 | | |
| | 2 公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、さいたま市は、担保責任を負いません。 | | |
| | 3 さいたま市は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理等はすべて買受人の責任において行ってください。 | | |
| | 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 | | |
| | 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。 | | |

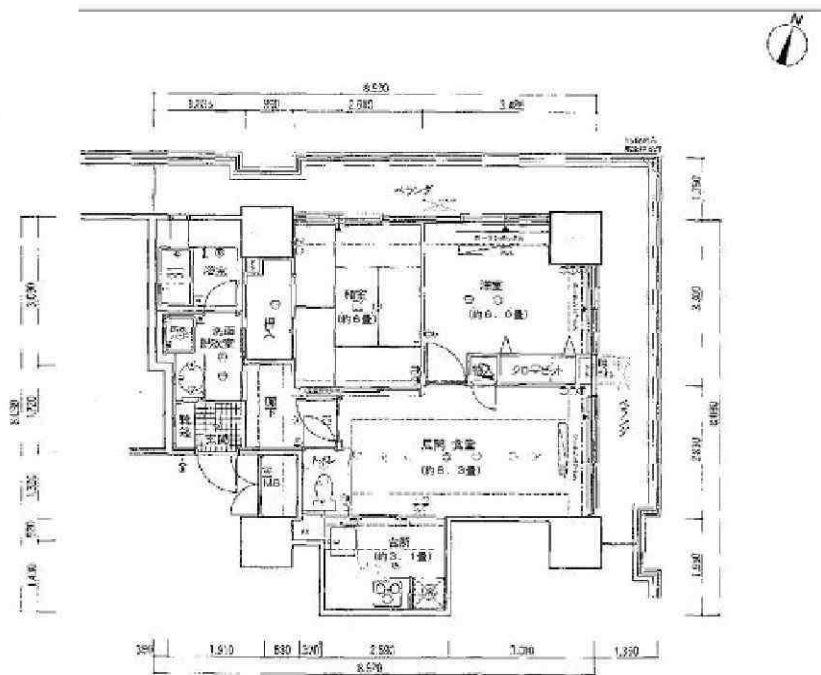
売却区分番号

3-1-南不5

案内図



間取図



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とさせていただきます。

北東側から撮影



北西側から撮影 (入口付近)



西側から撮影



南西側から撮影（駐車場部分）



さいたま市告示第983号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年 6月 4日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 77台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|-------------|----|----|
| 2021/05/31 | 東浦和駅 | 渋谷C-53985 | XC180900163 | | |
| 2021/05/31 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警14-4002232 | A13AL10082 | | |
| 2021/05/31 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警20-201950350 | A19AL82231 | | |
| 2021/05/31 | 南浦和駅東口 | 埼玉県警18-8450954 | BBK53200 | | |
| 2021/05/31 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警18-8115967 | STQJZ05902 | | |
| 2021/05/31 | 西浦和駅 | 埼玉県警20-203896573 | T5DEG564 | | |
| 2021/05/31 | 西浦和駅 | 埼玉県警18-8115372 | A17AH01944 | | |
| 2021/06/01 | 東浦和駅 | 埼玉県警17-7393756 | H7G10493 | | |
| 2021/06/01 | 南浦和駅西口 | 埼玉県警19-195224498 | STG326321 | | |
| 2021/06/03 | 東浦和駅 | 茨城県警察C578089 | P11P17473 | | |
| 2021/06/03 | 南浦和駅西口 | 埼玉県警17-7192389 | A17AA91692 | | |
| 2021/06/04 | 武蔵浦和駅 | 埼玉県警18-8113123 | GZ7H01254 | | |
| 2021/06/04 | 西浦和駅 | 武蔵野I-18673 | GC8J09461 | | |

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|-------------|----|----|
| 2021/05/31 | 大宮駅西口 | 埼玉県警17-7556745 | S7J142444 | | |
| 2021/05/31 | 大宮駅西口 | 埼玉県警19-193783309 | A19AG08043 | | |
| 2021/05/31 | 大宮駅西口 | 不明 | AC12A03354 | | |
| 2021/05/31 | 大宮駅西口 | 埼玉県警18-8186185 | GZ7M08749 | | |
| 2021/05/31 | 大宮駅西口 | 埼玉県警11-1397351 | FJA1E21659 | | |
| 2021/05/31 | 大宮駅西口 | 埼玉県警18-8113508 | VF17K00582 | | |
| 2021/05/31 | 大宮駅西口 | 埼玉県警19-190041760 | STA302038 | | |
| 2021/05/31 | 宮原駅東口 | 埼玉県警21-210081992 | A19AL22897 | | |
| 2021/06/01 | 大宮駅東口 | 埼玉県警21-210003266 | V190804821 | | |
| 2021/06/01 | 大宮駅東口 | 不明 | ASX21010065 | | |
| 2021/06/01 | 大宮駅東口 | 埼玉県警21-211850590 | ZXL21006554 | | |
| 2021/06/01 | 大宮駅東口 | 埼玉県警20-201490308 | 02F7778 | | |
| 2021/06/01 | 大宮駅西口 | 埼玉県警07-7323311 | EG70208494 | | |
| 2021/06/01 | 七里駅 | 埼玉県警19-190053806 | S8WL00619 | | |
| 2021/06/03 | 大宮駅東口 | 埼玉県警18-8207613 | B8A77349 | | |
| 2021/06/03 | 大宮駅東口 | 赤羽F-45083 | S0H002755 | | |
| 2021/06/03 | 大宮駅東口 | 埼玉県警12-2357412 | FJA2A34759 | | |
| 2021/06/03 | 大宮駅東口 | 埼玉県警15-5094033 | 2039U0315 | | |
| 2021/06/03 | 大宮駅西口 | 埼玉県警20-200193636 | SVTE01931 | | |
| 2021/06/03 | 大宮駅西口 | 埼玉県警04-4306870 | C34D1479 | | |
| 2021/06/03 | 大宮駅西口 | 埼玉県警17-7441170 | AN17H000134 | | |
| 2021/06/03 | 大宮駅西口 | 埼玉県警20-201868807 | F150181511 | | |
| 2021/06/03 | 大宮駅西口 | 埼玉県警16-6432724 | A16AD45408 | | |
| 2021/06/03 | 宮原駅西口 | 不明 | C74D9678 | | |
| 2021/06/03 | 宮原駅西口 | 不明 | FJA0K48656 | | |
| 2021/06/03 | 東大宮駅東口 | 不明 | K51012298 | | |

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|------------|----|----|
| 2021/06/03 | 東大宮駅東口 | 不明 | FXH14D6874 | | |
| 2021/06/03 | 東大宮駅東口 | 埼玉県警19-192781523 | STC307890 | | |
| 2021/06/03 | 東大宮駅東口 | 埼玉県警19-194583516 | STG044602 | | |
| 2021/06/03 | 東大宮駅西口 | 不明 | YJ50930283 | | |
| 2021/06/03 | 東大宮駅西口 | 埼玉県警17-7217914 | A17AA78113 | | |
| 2021/06/03 | 東大宮駅西口 | 埼玉県警14-4525374 | STMHA18650 | | |
| 2021/06/04 | 西大宮駅南口 | 埼玉県警17-7320688 | A17AF27063 | | |

保管告示台帳

大戸自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|--------|------------------|-------------|----|----|
| 2021/05/31 | 浦和駅西口 | 埼玉県警11-1374124 | 0C48953 | | |
| 2021/05/31 | 北浦和駅西口 | 埼玉県警15-5140416 | ND5A05093 | | |
| 2021/05/31 | 与野本町駅 | 不明 | ASYZ623256 | | |
| 2021/05/31 | 与野本町駅 | 埼玉県警15-5268891 | AS120505860 | | |
| 2021/05/31 | 南与野駅 | 埼玉県警19-190175006 | F181179548 | | |
| 2021/06/01 | 浦和駅東口 | 小金井G-57886 | T10KF849 | | |
| 2021/06/01 | 浦和駅西口 | 埼玉県警17-7382432 | SN7I00544 | | |
| 2021/06/01 | 浦和駅西口 | 埼玉県警20-202698271 | YL8G0318 | | |
| 2021/06/01 | 浦和駅西口 | 埼玉県警18-8516984 | F71019532 | | |
| 2021/06/01 | 浦和駅西口 | 埼玉県警20-202110843 | B0A65838 | | |
| 2021/06/01 | 浦和駅西口 | 埼玉県警20-204791244 | SUE053057 | | |
| 2021/06/01 | 北浦和駅東口 | 埼玉県警15-5546678 | VF5G00884 | | |
| 2021/06/01 | 北浦和駅西口 | 埼玉県警07-7616268 | 不明 | | |
| 2021/06/01 | 北浦和駅西口 | 埼玉県警07-7435719 | 7C26783 | | |
| 2021/06/01 | 北浦和駅西口 | 埼玉県警19-193049451 | A19AA75274 | | |
| 2021/06/01 | 北与野駅 | 不明 | H6H31326 | | |
| 2021/06/03 | 浦和駅東口 | 埼玉県警16-6211205 | 不明 | | |
| 2021/06/03 | 浦和駅東口 | 埼玉県警21-211020911 | SUH324558 | | |
| 2021/06/03 | 浦和駅西口 | 埼玉県警20-202895549 | T81RF113 | | |
| 2021/06/03 | 与野駅東口 | 埼玉県警08-8074287 | 77A4026 | | |
| 2021/06/03 | 与野駅東口 | 埼玉県警17-7296856 | T86BG841 | | |
| 2021/06/03 | 与野駅西口 | 埼玉県警19-194143770 | F190673355 | | |
| 2021/06/03 | 新都心駅西口 | 埼玉県警18-8177941 | S7F006963 | | |
| 2021/06/03 | 与野本町駅 | 埼玉県警15-5226228 | S0K098656 | | |
| 2021/06/03 | 南与野駅 | 不明 | K141102224 | | |
| 2021/06/04 | 北浦和駅西口 | 埼玉県警21-211028807 | B0L51984 | | |

保管告示台帳

大戸自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|------|------------------|------------|----|----|
| 2021/06/04 | 南与野駅 | 埼玉県警19-193044115 | STRHF09414 | | |

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

| 撤去日 | 撤去場所 | 防犯登録番号 又は標識番号 | 車体番号 | 住所 | 氏名 |
|------------|------|------------------|--------------|----|----|
| 2021/05/31 | 岩槻駅 | 埼玉県警16-654777? | S6I001691 | | |
| 2021/05/31 | 岩槻駅 | 埼玉県警17-7095533 | B9L80600 | | |
| 2021/05/31 | 東岩槻駅 | 埼玉県警14-4482060 | WTU169C0385? | | |
| 2021/06/03 | 岩槻駅 | 不明 | BS357584 | | |

合計: 77台

さいたま市告示第984号

さいたま市の発注する「別所公民館大規模改修（機械設備）工事」ほか19件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年6月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-5553-8 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 別所公民館大規模改修（機械設備）工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市南区別所5丁目21番13号 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年2月4日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 ガス設備工事一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 47,773,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月22日（火）午前9時から 令和3年6月24日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月25日（金）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年6月29日（火）午後2時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月21日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月24日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 「別所公民館大規模改修（建築）工事」又は「別所公民館大規模改修（電気設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4662-4 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 農業者総合研修施設大規模改修（機械設備）工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市見沼区大字宮ヶ谷塔765番地 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年2月18日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 ガス設備工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月22日（火）午前9時から 令和3年6月24日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月25日（金）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年6月29日（火）午後3時40分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月21日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月24日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 「農業者総合研修施設大規模改修（建築）工事」又は「農業者総合研修施設大規模改修（電気設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4487-15 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 鴨川第42処理分区下水道工事（南建-R3-1008） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市浦和区常盤10丁目地内 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年11月12日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長128.0m 管きょ工 開削（φ250、300mm、塩ビ管）128.0m マンホール工 組立1号マンホール3箇所 取付管工1箇所 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月24日（木）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月1日（木）午後1時30分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月23日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月28日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4365-20 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 道路修繕工事（R3一般県道蒲生岩槻線）その1 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区大字釣上新田地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年12月24日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 概算数量発注方式による発注 延長484m 幅員6.0～9.7m 舗装工【夜間】 路面切削（平均切削厚 t=5 cm）110 m ² 切削オーバーレイ（平均切削厚 t=12 cm、再生粗粒度 As-20、t=7 cm）2980 m ² 表層（改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5 cm）3090 m ² 付帯工【夜間】 区画線設置 1572m | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月24日（木）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月1日（木）午後2時40分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月23日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月28日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | - | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4365-18 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | スマイルロード整備工事（R3市道11068号線外） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市見沼区東大宮4丁目地内 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年12月10日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長277.0m 幅員4.0～8.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（深300）376m（深300、横断仕様）13m 角形集水樹（□500×深500）9箇所 横断暗渠（300×240）5m 舗装工 下層路盤（RC-40）122㎡ 上層路盤（C-30、RM-40）122㎡ 不陸整正（C-30、RM-40）1383㎡ 表層（透水性As、樹脂・消石灰入り、t=5cm）997㎡（再生密粒度As、t=5cm）387㎡ 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月24日（木）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月1日（木）午後2時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、浦和区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月23日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月28日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4365-22 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 道路修繕工事（R3一般県道蒲生岩槻線）その2 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区仲町1丁目地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年11月30日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長432m 幅員8.0m 舗装工【夜間】 路面切削（平均切削厚 t=5 cm）24 m ² 切削オーバーレイ（平均切削厚 t=12 cm、再生粗粒度 As-20、t=7 cm）3420 m ² 表層（改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5 cm）3450 m ² 付帯工【昼間】 区画線工 1745m 樹脂系すべり止め舗装工 140 m ² 溶剤型ペイントカラー舗装工 566 m ² 特殊熔融型カラー表示工（矢羽根）14箇所 熔融式路面表示シート設置 24枚 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月24日（木）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月1日（木）午後3時10分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月23日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月28日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | - | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4456-9 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 自転車通行環境整備工事（市道E170号線外2路線） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市浦和区仲町2丁目地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年10月29日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長1.09km 区画線工 溶融式区画線工 破線・白（45cm）1m 矢印・文字・記号3m 実線・黄（15cm）23m 区画線消去 削取り式32m 薄層カラー舗装 矢羽根188箇所 樹脂系すべり止め舗装215㎡ 道路付属物工 路面標示シート設置83箇所 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月24日（木）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月1日（木）午後4時00分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 塗装工事業 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月23日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月28日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | |
|-----------|--|--|
| 契約整理番号 | 03-1073-1 | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | |
| 参加形態 | 3者による特定共同企業体 | |
| 工事名 | 大宮区役所旧庁舎等解体工事 | |
| 工事場所 | さいたま市大宮区大門町3丁目1番地 | |
| 履行期間 | 議会の議決を得たる日から令和6年6月6日まで | |
| 概要 | 解体工事 本館・南館 延べ面積11487.82㎡ RC造 地上7階地下2階建て 東館 延べ面積1475.66㎡ RC造 地上3階建て 自走式立体駐車場 延べ面積1591㎡ S造 事務所 延べ面積210㎡ S造 地上2階建て 倉庫、駐輪場等付帯建築物 延べ面積約100㎡ 工事範囲の工作物等（困障、植栽等）全ての解体撤去工事 | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | |
| 調査基準価格 | 設定する（失格基準有） | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年7月1日（木）午後5時まで | |
| 入札書提出期間 | 令和3年7月2日（金）午前9時から 令和3年7月5日（月）午後5時まで | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月6日（火）午後1時30分 | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 代表構成員 解体工事業 資格審査数値（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点を加算したもの）900点以上 その他の構成員 解体工事業 資格審査数値（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点を加算したもの）820点以上 特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。 |
| | 所在地区分 | 代表構成員 さいたま市内に、本店を有していること。 その他の構成員 さいたま市内に、本店を有していること。 特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 |
| | 施工実績等 | 代表構成員 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、1件の契約金額が1億円以上の建築物の解体工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。） (2) 本市発注の解体工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 その他の構成員 本市発注の解体工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | － |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月1日（木） |

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|--|----|-----------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 03-1073-1 | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保 証金 | 免除 | 契約保 証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-5207-49 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | さいたま市立三橋小学校第3校舎及び給食室棟解体工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市大宮区三橋2丁目20番地 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年2月18日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 解体工事 第3校舎 延べ面積1771.39㎡ RC造 地上3階建て 給食室棟 延べ面積266.71㎡ S造 地上1階建て 渡り廊下、倉庫等附属建築物の解体撤去及び移設 解体工事範囲の外構工作物（囲障、植栽等）の解体撤去 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 186,340,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年7月1日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年7月2日（金）午前9時から 令和3年7月5日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月6日（火）午後1時40分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 解体工事業 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、1件の契約金額が1億円以上の建築物の解体工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の解体工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月1日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | - | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-1655-5 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 西与野コミュニティホール中規模修繕（電気設備）工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市中央区桜丘2丁目6番28号 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年2月28日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 電灯設備工事一式 動力設備工事一式 受変電設備工事一式 構内交換設備工事一式 音響設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 監視カメラ設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 昇降機設備工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 103,477,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年7月1日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年7月2日（金）午前9時から 令和3年7月5日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月6日（火）午後2時40分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月1日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・「西与野コミュニティホール中規模修繕（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・「西与野コミュニティホール中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-1655-6 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 西与野コミュニティホール中規模修繕（機械設備）工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市中央区桜丘2丁目6番28号 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年2月28日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 自動制御設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 都市ガス設備工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 111,760,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年7月1日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年7月2日（金）午前9時から 令和3年7月5日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月6日（火）午後2時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月1日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 「西与野コミュニティホール中規模修繕（建築）工事」又は「西与野コミュニティホール中規模修繕（電気設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-1655-4 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 日進公園コミュニティセンター中規模修繕（建築）工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市北区日進町1丁目312番地2 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年2月28日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 塗装改修工事 環境配慮改修工事 外構改修工事 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年7月1日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年7月2日（金）午前9時から 令和3年7月5日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月6日（火）午後3時20分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で令和元年度又は令和2年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平成31年1月1日から令和2年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1件以上の平均点が76点以上であること（該当者については、本工事の入札情報公開システムに掲載する「令和3年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者について」を参照すること。）。 | | | | | | | |
| | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 | | | | | | | |
| | | 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月1日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 後日発注予定の「日進公園コミュニティセンター中規模修繕（電気設備）工事」又は後日発注予定の「日進公園コミュニティセンター中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-5207-48 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 大宮北中学校ブロック塀改修工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市大宮区寿能町1丁目21番地 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年12月15日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 中学校のブロック塀改修工事 目隠しフェンス H=1.5m 約153m | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年7月1日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年7月2日（金）午前9時から 令和3年7月5日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月6日（火）午後3時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で令和元年度又は令和2年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平成31年1月1日から令和2年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1件以上の平均点が76点以上であること（該当者については、本工事の入札情報公開システムに掲載する「令和3年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者について」を参照すること。）。 | | | | | | | |
| | | 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月1日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4387-12 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 岩槻第4処理分区下水道工事（北建-R3-1021） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区大字小溝地内 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年3月11日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長1022.9m 管きょ工 開削（φ200、硬質塩ビ管）1022.9m マンホール工 組立1号マンホール31箇所 取付管工159箇所 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年7月1日（木）午前9時から 令和3年7月5日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年7月6日（火）午前9時から 令和3年7月7日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月8日（木）午後1時30分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月5日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4387-16 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 岩槻第1-2処理分区下水道工事（北建-R3-1019） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区大字岩槻地内 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年3月11日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長709.10m 管きょ工 開削（φ200、硬質塩ビ管）709.10m マンホール工 組立1号マンホール10箇所 組立楕円マンホール7箇所 小型マンホール3箇所 取付管工54箇所 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 91,817,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年7月1日（木）午前9時から 令和3年7月5日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年7月6日（火）午前9時から 令和3年7月7日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月8日（木）午後1時40分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月5日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4387-17 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 芝川第9-1処理分区下水道工事（北建-R3-1016） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市見沼区大字染谷地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年3月11日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長539.1m 管きょ工 圧入二工程推進（φ200、低耐）137.0m 開削（φ200、硬質塩ビ管）402.1m マンホール工 組立0号マンホール1箇所 組立1号マンホール8箇所 組立楕円マンホール4箇所 小型マンホール（コンクリート製）6箇所 鋼製ケーシング内特殊1号マンホール2箇所 取付管工20箇所 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年7月1日（木）午前9時から 令和3年7月5日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年7月6日（火）午前9時から 令和3年7月7日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月8日（木）午後1時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は浦和区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月5日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4356-14 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 学校橋橋梁拡幅工事（その4） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市西区大字植田谷本地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年3月11日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 防護柵工一式 作業ヤード整備・復旧工一式 基礎工 鋼管杭（φ700）9本 仮締切工一式 橋台躯体工1基 付帯工一式 仮設工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 158,972,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年7月1日（木）午前9時から 令和3年7月5日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年7月6日（火）午前9時から 令和3年7月7日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月8日（木）午後2時00分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月5日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4356-17 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | ゾーン30対策工事（岩槻区大字岩槻外地区） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市岩槻区大字岩槻地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年1月31日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 工事面積 133ha 区画線設置（実線、15cm）29170m（ゼブラ、45cm）5m（破線、15cm）6m（破線、30cm）100m（破線、45cm）17m（記号・文字、15cm換算）3390m（緑色）3300㎡ 区画線消去 3426m 薄層カラー舗装 62㎡ 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年7月1日（木）午前9時から 令和3年7月5日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年7月6日（火）午前9時から 令和3年7月7日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月8日（木）午後2時10分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 塗装工事業 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月5日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-3162-10 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | （仮称）大門上・下野田2号公園整備工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市緑区大字大門地内 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年2月25日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 整備面積 1720 m ² 公園施設等撤去工一式 敷地造成工一式 公園土工一式 植栽工一式 給水設備工一式 雨水排水設備工一式 汚水排水設備工一式 電気設備工一式 園路広場整備工一式 遊戯施設整備工一式 サービス施設整備工一式 管理施設整備工一式 建築施設組立設置工（パーゴラ）1基 仮設工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 53,086,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年7月1日（木）午前9時から 令和3年7月5日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年7月6日（火）午前9時から 令和3年7月7日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月8日（木）午後2時20分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 造園工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月5日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市都市局都市計画部都市公園課 電話 048-829-1422 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|---|-----|---|-----|---|
| 契約整理番号 | 03-4484-8 | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | |
| 工事名 | 南部第10処理分区下水道工事（南再-R3-407） | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市浦和区岸町4丁目地内外 | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年1月31日まで | | | | | | | |
| 概要 | 耐震工 管きよ更生工（φ800～1200）203.2m 耐震継手設置工（φ800～1200）14箇所 付帯工一式 | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年7月1日（木）午前9時から 令和3年7月5日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年7月6日（火）午前9時から 令和3年7月7日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月8日（木）午後2時30分 | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に参加していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | 施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に参加していることを証明する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月5日（月） | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 |
| その他 | 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道再整備課 電話 048-840-6255 | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | |

さいたま市告示第985号

さいたま市の発注する「緑のふるさとセンター中規模修繕（建築）工事」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年6月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の1

0分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

別表

| | |
|------|--|
| 対象工事 | ア 緑のふるさとセンター中規模修繕（建築）工事 イ 西与野コミュニティホール中規模修繕（建築）工事 ウ さいたま市立大宮八幡中学校屋内運動場外部改修工事 |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。 |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4662-5 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 緑のふるさとセンター中規模修繕（建築）工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市西区大字西新井124番地 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年2月25日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 塗装改修工事 外構改修工事 外 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年7月1日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年7月2日（金）午前9時から 令和3年7月5日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月6日（火）午後1時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月1日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・後日発注予定の「緑のふるさとセンター中規模修繕（電気設備）工事」又は後日発注予定の「緑のふるさとセンター中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-1655-3 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 西与野コミュニティホール中規模修繕（建築）工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市中央区桜丘2丁目6番28号 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年2月28日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 屋上防水・屋根改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内部仕上改修工事 便所改修工事（全面改修） 外構改修工事 外 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年7月1日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年7月2日（金）午前9時から 令和3年7月5日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月6日（火）午後2時30分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月1日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <p>・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合があります。</p> <p>・「西与野コミュニティホール中規模修繕（電気設備）工事」又は「西与野コミュニティホール中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。</p> | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-5207-47 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | さいたま市立大宮八幡中学校屋内運動場外部改修工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市見沼区大字南中丸357番地 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年12月24日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 屋内運動場の屋根防水・外壁改修工事 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年7月1日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年7月2日（金）午前9時から 令和3年7月5日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月6日（火）午後3時10分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 建築工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年7月1日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示第986号

さいたま市の発注する「別所公民館大規模改修（電気設備）工事」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年6月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
- ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
- イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
- ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としていない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の1

0分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

別表

| | |
|------|---|
| 対象工事 | ア 別所公民館大規模改修（電気設備）工事 イ 道路照明灯設置工事（R3市道L717号線） ウ 農業者総合研修施設大規模改修（電気設備）工事 |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。 |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-5553-7 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 別所公民館大規模改修（電気設備）工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市南区別所5丁目21番13号 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年2月4日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 電灯設備工事一式 動力設備工事一式 発電設備工事一式 構内交換設備工事一式 誘導支援設備工事一式 拡声設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 35,090,000円 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月22日（火）午前9時から 令和3年6月24日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月25日（金）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年6月29日（火）午後2時40分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月21日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月24日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・「別所公民館大規模改修（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・「別所公民館大規模改修（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4465-10 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 道路照明灯設置工事（R3市道L717号線） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市緑区大字南部領辻地内外 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年1月21日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 概算数量発注方式による発注 作業土工一式 照明工 照明柱17灯 照明器具取付17灯 ケーブル配管工一式 舗装復旧工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月22日（火）午前9時から 令和3年6月24日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月25日（金）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年6月29日（火）午後3時00分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月21日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月24日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6223 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4662-3 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 農業者総合研修施設大規模改修（電気設備）工事 | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市見沼区大字宮ヶ谷塔765番地 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年2月18日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 電灯設備工事一式 幹線設備工事一式 受変電設備工事一式 映像・音響設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 既存設備撤去工事一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月22日（火）午前9時から 令和3年6月24日（木）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月25日（金）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年6月29日（火）午後3時30分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月21日（月）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月24日（木） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・「農業者総合研修施設大規模改修（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・「農業者総合研修施設大規模改修（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示第987号

さいたま市の発注する「鴨川第12処理分区下水道工事（北建-R3-1025）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年6月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
- ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
 - イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
 - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の1

0分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

別表

| | |
|------|---|
| 対象工事 | ア 鴨川第12処理分区下水道工事（北建-R3-1025） イ 芝川第8処理分区下水道工事（北建-R3-1005） ウ 鴨川第3排水区下水道工事（北建-R3-2002） |
| 概要 | ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。 |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4387-18 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 鴨川第12処理分区下水道工事（北建-R3-1025） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市西区大字清河寺地内 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年11月30日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長135.0m 管きょ工 開削（φ200mm、硬質塩ビ管）135.0m マンホール工 組立1号マンホール4箇所 組立構円マンホール1箇所 取付管工 取付管5箇所 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月24日（木）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月1日（木）午後1時40分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月23日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月28日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4387-13 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 芝川第8処理分区下水道工事（北建-R3-1005） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市大宮区寿能町2丁目地内 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年11月30日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長146.9m 管きょ工 開削（φ200mm、硬質塩ビ管）146.9m マンホール工 組立1号マンホール4箇所 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月24日（木）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月1日（木）午後1時50分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月23日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月28日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|---|-----|---|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4387-14 | | | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | | | |
| 工事名 | 鴨川第3排水区下水道工事（北建-R3-2002） | | | | | | | | |
| 工事場所 | さいたま市大宮区三橋1丁目地内 | | | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和3年11月30日まで | | | | | | | | |
| 概要 | 延長88.6m 管きょ工 開削（φ300mm、硬質塩ビ管）88.6m マンホール工 組立1号マンホール2箇所 集水榦工 集水榦（□400）1箇所 付帯工一式 | | | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月24日（木）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月1日（木）午後2時00分 | | | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業種等 | 土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。 | | | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。 | | | | | | | |
| | 施工実績等 | 次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。 | | | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月23日（水）午後5時まで | | | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月28日（月） | | | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 要 | 前金払 | 有 | 部分払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 | | | | | | | | |
| 工事担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262 | | | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | | | |

さいたま市告示第988号

さいたま市の発注する「岩023外9橋補修設計業務」ほか4件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年6月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4356-18 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 岩023外9橋補修設計業務 | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市岩槻区大字小溝地内外 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年3月18日まで | | | | | | |
| 概要 | 補修設計一式 | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 10,384,000円 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月24日（木）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月1日（木）午後3時00分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 建設コンサルタント／維持・補修、その他 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | 本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「鋼構造及びコンクリート部門」の登録があること。 | | | | | |
| | 業務実績等 | 本公告日において、平成23年度以降、橋梁の新設工事、拡幅工事、耐震補強工事又は補修工事の設計業務を元請として完成させた実績があること（共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月23日（水）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月28日（月） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | 設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4487-13 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 下水道事業実施設計業務（南建-R3-105） | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市南区沼影1丁目地内外 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年1月31日まで | | | | | | |
| 概要 | 実施設計業務 推進工法（刃口・小口径）一式（中大口径）一式 測量業務 現地測量一式 | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 20,768,000円 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月24日（木）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月1日（木）午後3時20分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 建設コンサルタント/下水管渠 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | 本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。 | | | | | |
| | 業務実績等 | 本公告日において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道/下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が2人以上いること。 | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | 業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月23日（水）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月28日（月） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | 設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4487-14 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 下水道事業実施設計業務（南建-R3-158） | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市緑区大字大門地内 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年2月28日まで | | | | | | |
| 概要 | 実施設計一式 開削工法（内径1200mm未満）240m 推進工法（刃口、小口径）280m 特殊マンホール（小規模）1箇所 現地測量0.01km ² | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 17,380,000円 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月24日（木）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月1日（木）午後3時30分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 建設コンサルタント/下水管渠 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | 本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。 | | | | | |
| | 業務実績等 | 本公告日において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道/下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が1人以上いること。 | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | 業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月23日（水）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月28日（月） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | 設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4484-9 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 下水道事業改築実施設計業務（南再-R3-501） | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市浦和区本太5丁目地内外 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年2月28日まで | | | | | | |
| 概要 | 改築実施設計 1772m 管更生工法（内径 800 mm未満） 1772m 水準測量（4級） 1.7 km | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月24日（木）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月1日（木）午後3時40分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 建設コンサルタント／下水管渠 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | 本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。 | | | | | |
| | 業務実績等 | - | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月23日（水）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月28日（月） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | 設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道再整備課 電話 048-840-6255 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4387-11 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 下水道事業実施設計業務（北建-R3-121） | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市見沼区染谷3丁目地内 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年1月31日まで | | | | | | |
| 概要 | 実施設計延長（汚水）1080m 開削（1200mm未満）1080m | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月24日（木）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月1日（木）午後3時50分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 建設コンサルタント／下水管渠 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | 本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。 | | | | | |
| | 業務実績等 | - | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月23日（水）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月28日（月） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | 設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

さいたま市告示第989号

さいたま市の発注する「暮らしの道路測量設計業務（市道3227号線外2路線）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年6月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象業務については別表により定める。

イ 一つの対象業務の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象業務の後に開札される他の対象業務の入札は無効とし、辞退したものととして取扱う。

ウ 一つの対象業務の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (7) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

別表

| | |
|------|--|
| 対象業務 | ア 暮らしの道路測量設計業務（市道3227号線外2路線） イ 暮らしの道路測量設計業務（市道31401号線外1路線） ウ 暮らしの道路測量設計業務（市道11377号線外1路線） |
| 概要 | ・対象業務アの落札候補者が行った対象業務イ及びウの入札は無効とする。 ・対象業務イの落札候補者が行った対象業務ウの入札は無効とする。 |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | |
|-----------|---|---|------------------------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4356-22 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 暮らしの道路測量設計業務（市道3227号線外2路線） | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市岩槻区大字柏崎地内 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年2月28日まで | | | | | | |
| 概要 | 測量延長630m 用地測量2.17ha 路線測量0.63km 道路詳細設計0.63km | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 16,071,000円 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月24日（木）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月1日（木）午後2時10分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 「建設コンサルタント／道路」及び「測量／測量一般」 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | - | | | | | |
| | 業務実績等 | - | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | |
| | 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月23日（水）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月28日（月） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4356-23 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 暮らしの道路測量設計業務（市道31401号線外1路線） | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市西区大字高木地内 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年2月28日まで | | | | | | |
| 概要 | 測量延長340m 用地測量1.24ha 路線測量0.34km 道路詳細設計0.34km | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 事後公表 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月24日（木）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月1日（木）午後2時20分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 「建設コンサルタント／道路」及び「測量／測量一般」 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | - | | | | | |
| | 業務実績等 | - | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月23日（水）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月28日（月） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

さいたま市告示一覧（令和3年6月1日から同月15日まで）

| | | | | | | | |
|-----------|---|---|-------|----|-----|---|--|
| 契約整理番号 | 03-4356-19 | | | | | | |
| 入札方法 | 一般競争入札（電子） | | | | | | |
| 参加形態 | 単体企業 | | | | | | |
| 業務名 | 暮らしの道路測量設計業務（市道11377号線外1路線） | | | | | | |
| 業務場所 | さいたま市見沼区大和田町1丁目地内 | | | | | | |
| 履行期間 | 契約確定の日から令和4年2月28日まで | | | | | | |
| 概要 | 測量延長217m 用地測量0.86ha 路線測量0.21km 道路詳細設計0.21km | | | | | | |
| 予定価格（税込） | 10,527,000円 | | | | | | |
| 最低制限価格 | 設定する | | | | | | |
| 参加申請受付期間 | 令和3年6月24日（木）午前9時から 令和3年6月28日（月）午後5時まで | | | | | | |
| 入札書提出期間 | 令和3年6月29日（火）午前9時から 令和3年6月30日（水）午後5時まで | | | | | | |
| 開札の場所及び日時 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月1日（木）午後2時30分 | | | | | | |
| 参加資格 | 名簿登載業務 | 「建設コンサルタント／道路」及び「測量／測量一般」 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。 | | | | | |
| | 所在地区分 | さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。 | | | | | |
| | 登録部門 | - | | | | | |
| | 業務実績等 | - | | | | | |
| | 2に掲げるもの以外に提出を要する書類 | - | | | | | |
| 設計図書等 | 閲覧等の方法及び開始期日 | 電子配布 令和3年6月14日（月）から | | | | | |
| | 質問受付期間 | 令和3年6月14日（月）午前9時から 令和3年6月23日（水）午後5時まで | | | | | |
| | 質問回答期日 | 令和3年6月28日（月） | | | | | |
| 保証金及び支払方法 | 入札保証金 | 免除 | 契約保証金 | 免除 | 前金払 | 有 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象業務イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 | | | | | | |
| 業務担当課 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206 | | | | | | |
| 契約担当課 | さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180 | | | | | | |

さいたま市告示第990号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年6月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市南区大字大谷口字向2569番34、2573番4、2573番5、2574番1、2574番3、2574番4、2575番2、2575番8、2575番9、2575番10、2577番1、2577番6、2577番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市南越谷一丁目21番地2

株式会社中央住宅 代表取締役 品川 典久

3 許可番号

令和3年6月9日

第 変3S2020052 号

4 検査済証番号

令和3年6月11日

第 完 - S2020052 号

さいたま市告示第991号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年6月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市浦和区仲町三丁目50番6、50番14、50番18、50番20、50番21

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋室町3-2-1

三井不動産レジデンシャル株式会社 都市開発二部長 石渡 薫

3 許可番号

令和元年7月18日

第開-S2019025号

4 検査済証番号

令和3年6月11日

第完-S2019025号

さいたま市告示第992号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき住民等から提出された意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年6月15日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 武蔵浦和駅南ビル
所在地 さいたま市南区白幡五丁目19番19号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ジェイアール東日本都市開発
代表者氏名 代表取締役 出口 秀巳
住所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
- 3 意見の概要
 - (1) 意見の対象となる生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

| | |
|-----------------------|-----|
| ア 営業時間について | 14件 |
| イ 当該店舗周辺での防犯、防災対策について | 12件 |
| ウ 当該店舗周辺の車線混雑度について | 1件 |
| エ 当該店舗周辺の騒音について | 1件 |
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に示されたもの以外の意見

| | |
|---------------|-----|
| ア 設置者について | 40件 |
| イ 小売店舗について | 3件 |
| ウ 本市の市政運営について | 24件 |
- 4 意見書提出年月日
令和3年3月23日
- 5 意見書の縦覧期間
令和3年6月15日から令和3年7月15日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 6 意見書の縦覧場所
 - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）1364
FAX 048（829）1944
 - (2) 浦和区役所区民生活部総務課地域商工室
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）6179
FAX 048（829）6235

さいたま市告示第993号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき住民等から提出された意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年6月15日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 武蔵浦和駅南ビル
所在地 さいたま市南区白幡五丁目19番19号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ジェイアール東日本都市開発
代表者氏名 代表取締役 出口 秀巳
住所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
- 3 意見の概要
 - (1) 意見の対象となる生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

| | |
|------------------------------|-----|
| ア 営業時間について | 21件 |
| イ 当該店舗周辺での防犯、防災対策について | 18件 |
| ウ 当該店舗周辺の車線混雑度について | 1件 |
| エ 当該店舗周辺の騒音について | 2件 |
| オ 駐車場の設置について | 6件 |
| カ 当該店舗の大規模小売店舗立地法における取扱いについて | 1件 |
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に示されたもの以外の意見

| | |
|---------------|-----|
| ア 設置者について | 7件 |
| イ 小売店舗について | 6件 |
| ウ 本市の市政運営について | 12件 |
- 4 意見書提出年月日
令和3年3月24日
- 5 意見書の縦覧期間
令和3年6月15日から令和3年6月29日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 6 意見書の縦覧場所
 - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）1364
FAX 048（829）1944
 - (2) 浦和区役所区民生活部総務課地域商工室
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）6179
FAX 048（829）6235

さいたま市告示第994号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和3年6月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第995号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和3年6月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第996号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和3年6月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第997号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和3年6月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退した医療機関

- ・ 別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第998号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、指定医療機関（育成医療・更生医療）の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和3年6月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医療機関

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第999号

さいたま市旧中央区役所保健センター改修計画策定及び構造検討業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年6月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市旧中央区役所保健センター改修計画策定及び構造検討業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区本町東4-4-3 さいたま市旧中央区役所保健センター

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和4年3月19日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント／医療・福祉」で登録されており、さいたま市内に本店、支店又は営業所を有していること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 次のすべてについて、過去10年間に元請けとして改修計画を含む基本計画策定業務又は設計業務を受託しかつ履行した実績があること。

ア 延べ床面積1,000㎡以上の医療施設

イ 公共施設（国又は地方公共団体が発注したものに限る。）

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部健康増進課
担当 総務係 電話 048(829)1293

(2) 交付期間

告示の日から令和3年6月29日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和3年6月30日（水）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年7月5日（月）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月12日（月）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階 第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月12日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部健康増進課

電話 048(829)1293 FAX 048(829)1967

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健部健康増進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。